

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	松戸市 児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の目的 児童手当又は特例給付は、児童手当法に基づき行われるもので、中学校修了前の児童を養育している受給者に対して支給される手当で、この手当を適正に支給することを事務の目的とする。</p> <p>2. 事務の全体概要 申請者から申請書を受理し、支給要件に該当するか審査し、手当を支給する。また、年一回、年度更新の書類を受理し、今後も引き続き支給要件に該当するかどうか審査する。 ※申請者からの申請書受理、年度更新の書類の受理については、窓口や郵送での書類の受入れ以外にサービス検索・電子申請機能での受領も可能とする。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 (2)所得情報を照会し、支給額の判定を行う。 (3)年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 福祉総合システム 2. 庁内共通連携基盤システム 3. 中間サーバ 4. 番号管理システム 5. サービス検索・電子申請機能</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 (1)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 2. 別表第二における情報照会の根拠 (1)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第40条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部 子育て支援課 児童給付担当室
②所属長の役職名	児童給付担当室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 子ども部 子育て支援課 児童給付担当室 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-3127

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I-5-②所属長	児童給付担当室長 関川 恵美子	児童給付担当室長 小山 智之	事後	人事異動
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	I 関連情報 1-②事務の概要	2. 事務の全体概要 申請者から申請書を受理し、支給要件に該当するか審査し、手当を支給する。また、年一回、年度更新の書類を受理し、今後も引き続き支給要件に該当するかどうか審査する。	2. 事務の全体概要 申請者から申請書を受理し、支給要件に該当するか審査し、手当を支給する。また、年一回、年度更新の書類を受理し、今後も引き続き支給要件に該当するかどうか審査する。 ※申請者からの申請書受理、年度更新の書類の受理については、窓口や郵送での書類の受入以外にサービス検索・電子申請機能での受領も可能とする。	事前	重要な変更
平成29年7月14日	I-1-③システムの名称	1. 福祉総合システム 2. 庁内共通連携基盤システム 3. 中間サーバ 4. 番号管理システム	1. 福祉総合システム 2. 庁内共通連携基盤システム 3. 中間サーバ 4. 番号管理システム 5. サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更
平成29年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I-5-②所属長の役職名	児童給付担当室長 小山 智之	児童給付担当室長	事後	様式改正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		記載	事後	様式改正
令和2年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正